

埼玉県報

第 2703 号 平成 27 年(2015 年) 6 月 9 日 火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(南部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(東部地域振興センター)
- O 特定非営利活動法人の設立に係る公告(西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(北部地域振興センター)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 埼玉物産観光活性化事業業務委託に関する契約の相手方等の公示(観光課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表(監査第一課)
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者(監査第一課)

埼玉県告示第六百五十九号

出さ る。 定 款 れ 定非営利活 の変更の認 たの で、 動促進法 同条第五 証を受けようとする特定非 一項にお (平成 + 11 て準 年法律第七 用す 営 る 同法 利活 第二十 動法 第十条第二項 五. カュ 条第四 5 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 項 と お \mathcal{O} 規定に に り ょ 申 請 り 公告す 書 ょ Iが提 り

並 民生活部共助社 及 び翌事 び な saitamaken-npo.net/)) にイ お、 業年 ン 当 ター 該 度 申 ネ 会づ \mathcal{O} 請 事 ツ に 業計 係る < \vdash を利用す り課及び 変更後 画 及 に び より縦覧に供する。 埼玉県· る 活 \mathcal{O} 方 動予算書を 定 法 款 南部 並 (埼 玉 び 地 に当該定 県 域 申請書を N 振 興セ Ρ 款 Ο 情 ン \mathcal{O} 受 報 タ 変 理 更 ス テ に L \mathcal{O} お た 日 シ 11 日 \mathcal{O} て備 彐 か 属 ら二月 す え置 る事 (http://w 業年 間 方法

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えがお

三 代表者の氏名

大山 晃代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市大字峯字前五百七十二番地

八

五 定款に記載された目的

る 保 訪問看護 険法に ことを目 (変更前 事業 基づ 的 とする。 や障 この 訪 害者 問 法 看 人 護事 は \mathcal{O} 相 談支 業 Ш • \Box 介 援事業を行 市 護予 及 び 草 防 訪 加 問看護事 市 11 住民 自立と共生 に 業 対 お し ょ \mathcal{O} び 地 まち 健 域交流事業や、 康 保 づ 険法に < りに寄与 基 づ 介 護 す

訪 保 険法に 問看護事業を行 (変更後) 基づ \mathcal{O} 訪問看護事業 法 11 人 は、 自立と共生のまち Ш • П 介護 市 及 予防 び 草 づ 訪 加 問 市 看護事 りに寄与 住 民 に 業お 対 することを目的とす し、 ょ 地 び 健康保険法に基づ 域 交流 事業や、 介 護

埼玉県告示第六百六十号

条第二項の 非 営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活 規定により公告する。 動促進法 (平成十年法律第七号) から 次 のと おり 第十条第一 申 請 書が 項 提 \mathcal{O} 規定に 出さ れ たの ょ り、 で、 特定 同

並 U びにインターネッ 生活部共助社会づ 翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) 当 該 申請に係る定款、 卜 くり課及び を利用す により縦覧に供する。 ,る方法 埼玉県東部地域振興セ 役員名簿、 (埼玉県N 設立趣旨書並 申請書を受理 Р О 情 ン 報 タ CK に ステ した に 設 お 1 日 当 シ 1 て 備 彐 から二月間 初 \mathcal{O} え置 事業年度 (http://w 方法 県 及

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十九日

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ねこの家

三 代表者の氏名

越智

四 主たる事務所の所在地

埼玉県八潮市大字大曽根四百五十二番地五

五 定款に記載された目的

る。 猫 0 こ の 殖 法 人は、 り、 限 や保 人にも猫にもやさし 八潮 護 市 及 び 譲 渡に そ 関 \mathcal{O} す 周 る各 いまちづくりの 辺 地域 種 事 12 業を行 暮 5 す 形成に寄与することを目的とす V, Þ に 対 地 域 して、 \mathcal{O} 生活 環境を改 1 主 \mathcal{O} 公善する 11 な

埼玉県告示第六百六十一号

条第二項の 非営利活動 特定非営利活 規定 法人を設立しようとする者 により公告する。 動促進法 (平成十 年法律第七号) から 次 のと おり 第十条第一 申 - 請書が 項 提 \mathcal{O} 規定に 出 さ れ より、 た \mathcal{O} で 同 定

民生活部共助社会づくり課及び U 翌事業年度の事業計画書及び なお、 び 当該申請 ン タ ネ に係る定款、 ツ を 利 用 役員名: 埼玉県西部地域振興セン 活動予算書を、 す る 方法 設 立 へ 埼 申請書を受理 趣旨書並 玉 県 Ν タ \mathcal{U} Ρ に Ο 12 した 設 情 お 7 日 報 1 当 て備え置く方法 から二月間、 初 ス \mathcal{O} テ 業年 シ 彐 県 及

(http://www.saitamaken-npo.net/) $\overline{}$ により縦覧に供 する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十九日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人本気であそぶ子応援団

三 代表者の氏名

塩野谷 延夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市大字下奥富八百五十三番地

五 定款に記載された目的

気 す を働 な子どもの声 る この カュ 冒 せ 法 本気 人は、 険遊び場プレ であそぶことの 子ども \mathcal{O} あ Š たち れる パ 地 が できる 域社 たく ク を 会の ま 公園、 9 しく生きて 形成 くり 「自分 に寄与することを目 地域 V \mathcal{O} \mathcal{O} く力を育 責任 ハたちや行: で自 由 で 的とする。 12 政と協働し V け 遊ぶ」を理念と るよう、 て、 五感 元

埼玉県告示第六百六十二号

出さ る。 定 款 特定非営利活動促進法 れ の変更の認 たの で、 同条第五項にお 証を受けようとする特定非営 (平成 + 11 て準 年法律第七 用す る 同法 利活 動法 第二十五 第十条第二項 人 から 条第四 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 項 と お \mathcal{O} 規定に に ŋ ょ 申 請 り 公告す 書 ょ Iが提 り

法並 県民生活部共助社会づ 及 /www.saitamaken-npo.net/) び翌事 な びに お、 業年度 イ 当 ンタ 該 申 \mathcal{O} 請 ーネット 事業計 に 係 < る ・を利用 変更後 画書及 り課及び び する方法 に \mathcal{O} 活 より縦覧に 埼玉県北 定 款 動予算書 並 び (埼 部 に はまる。 玉県 を、 当該 地域 N P 振興 申 定 請 款 セ 書 \mathcal{O} Ο を受理 ンタ 情 変 報 更 ス \mathcal{O} テ に L 日 お た \mathcal{O} シ 11 日 属 \exists て備え カュ す ら二月 る 事 (http:/ 業年 置 間、 く方

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月一日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆりかど

三 代表者の氏名

上原 秀一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市大塚二百五十三番地

五 定款に記載された目的

を 持 極 的 (変更前 って 社 会参 暮ら せる、 加 $\check{\ \ }$ Ļ \mathcal{O} 法 充実し 豊 人は、 かな 社会 た地 障 が づ 域 V < 生 \mathcal{O} 一活を送れ りに寄与することを目的とす あ る 人 が る よう支 文 化 援するとと 創 作 活動、 る。 もに 作業を通じ 生 き が て 積

をもっ Ł (変更後) こ て暮らせる、 積極 的 \mathcal{O} に社会参加 法 豊かな社会づ 人 は、 障 が 充 V 実 \mathcal{O} した地 りに寄与することを目的とする。 あ る 人 が、 域生活を送 文化・ れ 創 作活動、 るよう支援 作業に 生きが 通 じ

埼玉県告示第六百六十三号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規小川町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 定により次のとおり公告する。 同条第四項の規

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1		,
	小	た 調 者 査
	Ш	白 宜 の を
	7'1	名行
	町	称っ
平	平	時 調
成	成	查
	- +	を
一六	五	行
年	年	つ
度	度	期た
地	地	名 成
籍	籍	
簿	図	
	兀	果
	+	
_	七	
₩	枚	称の
越	腰	地 調
の	越八	查
部		を
	大	行
	字	つ - つ
	腰一	区た
六日	平台	年 認
月三	成一	
日	$\dot{+}$	月
	Ł	
	年	日 証

埼玉県告示第六百六十四号

定による意見の概要につ のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 いて、 (平成十年法律第九 同条第三項の 規定により公告し、 十一号)第 八条第一 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十七年六月九 日

埼玉 知 上 田 清 司

意見の 概要

1 大規模小売店舗 \mathcal{O} 名称及び所在 地

7 ル ヤ大袋店

埼玉県越谷市 袋 山 千 百 七

口 大規模小売店舗 立地法第八条第一 項の規定による市町村の意見の 概要

(1)棄物に IJ サ 環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、 1 クル 9 いては 関連法令に従 分別を徹底 V. し、 リサイクルを積極的に推進すること。 法令を遵守して適正に処理・処分すること。 また、 廃

(2)IJ 埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、 駐車場の利用者へのアイド

ン グ ス ツ プ \mathcal{O} 看板を複数枚掲示すること。

(3)こと。 出 入 \Box 2 12 . 勾 配 があることから、 注意を促す看 板、 路 面 表 示 \mathcal{O} 設置を行

$\overline{}$ 縦覧期間

平成二十七年六月 九 日 から 平成二十七年 七月 九 日 ま で

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業· サ ビ ス 産業支援課

埼玉県東部地域振興セン タ

埼玉県告示第六百六十五号

を 条第三項に 項 次 12 大規模小売店舗立地法 いのとお おいて準用 り縦覧に おい て準用する同法 する場合を含む はまる。 (平成十年 第五条第三項 $\overline{}$ 法 の規定に 律第 九 \mathcal{O} よる +規定に 届出 号) 附 ょ \mathcal{O} ŋ 概要等に 則 公告し 第五 条第 0 及 V _ び当該 て 項 同 同 条第三 届 法 出等 第六

平成二十七年六 月 九 日

埼 玉 知 事 上 田 清 司

届 出 \mathcal{O} 概要 築

イ 大規 模 小 売 店 舗 \mathcal{O} 名 称 及 び 所 在 地

ビッ グ ダ ウ 本 庄 西 富 田

埼 玉 県本庄市 西 富 田 兀 百三十 ___ 外

口 変更の概要

大規模小売店 舗 に お 11 て 小 売業を行う 者 0 開店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻

(変更前) 午 前 + 時 カュ 5 午 -後七時 年 間百二十 日 午 後 七 時三十分)

(変更後) 午 前 九 時 カュ ら午 後九時四十 五分

来客が駐車場を 利 用することができる 時間帯

(変更前) 午前 九 時三十分か ら午後七時三十分 (年間百二十日午後 八 時)

(変更後) 午 前 八時三十分か ら午後十時

ハ 変更年月 日

平成二十七 年 六月二十五 日

=届出 年月日

平成二十七年五 月二十 八 日

_ 縦覧期間

-成二十 七 年六 月 九 日 カコ 5 平成二十 七 年 +月 九 日 ま で

三 縦覧場所

埼玉 一県 産 業労働 部 商 業 サ ビ ス 産 業支 援 課

埼玉 県北 部 地 域 振 興 セ ン タ 本 庄事務所

兀 意見 書の 提 出

 \mathcal{O} 地域 大規 模 \mathcal{O} 生活 小 書 売店 環 境 舗 \mathcal{O} 立 地法第 保 持 ょ \mathcal{O} た 八 8 条 配慮す 第二項 ~ \mathcal{O} き事 規 定 項 12 12 が ょ で 0 ŋ きる。 1 当該 て意見を有する者 大規模小 売店 は 舗 \mathcal{O} 周 辺

対 意 見 \mathcal{O} 提出 に ŋ れ · を 述 ベ ること

イ 意見 書提 出 期間

平 成二十七年六月 九 日 か 5 平成二十 七年十 月 九 日 まで

埼玉県告示第六百六十六号

定 12 とおり縦覧に 大規模小売店舗立地法 よる意見の概要につ 供する。 11 (平成 て、 十年法律第 同条第三項 \mathcal{O} 九 +規定によ 号) 第 ŋ 公 八条第一 告 L 項及 及 び 当 び 第二 該意見 項 を \mathcal{O} 次 規

平成二十七年六 月 九 日

 \mathcal{O}

埼 玉 知 上 田

清

司

意見 \mathcal{O} 概 要

イ 大規 模小 売店 舗 \mathcal{O} 名 称 及 び 所在 地

テッ クラ ド 上 尾 店

埼玉 県 上 尾市 三愛宕三丁 目 番 $\overline{+}$ 七 号

- 口 大規 模 小 売店舗立 地 法 第 条第二項の 規定に ょ る そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 概
- (1) る び 動を両立 条例』に基 事業者 埼玉県 に 一商 店街 L \mathcal{O} \bigcirc づき、 て _ \neg 大型店、 活性 員 11 た で 上尾商 だきたい あることを自覚 化条例』、 チ 工 エ 会議 と考えます。 また上 ン 店 所と地元商 į \bigcirc 地域商 尾 地域 市 \mathcal{O} 産業貢献 に根ざ 店会 \neg 上 尾 \sim 加 市 L に 商業の た経済 入をし 関 す る て、 ガイ 振 活 興 動 F と 地 に ライ 地域 域を 関 す 貢 る ン 献 成 基本 活 す
- (2)交差点 置す 交差点 T 大規模 左 配 折 る 慮をご検 12 誘 者 \mathcal{O} 混 右 導 が 小 雑を心 売 折 \mathcal{O} 配 慮 店 帯 徹 討 す 舗 が 願 底 立地 整 を ベ 配する意見が多数あ 11 き事項 ます。 備 L され 法 7 12 1 基づ 12 た た にだきた 後 関 く地 に す 開 る 店 指 元説明会でも、 11 する と考 針 りま などさ `えます。 したの に 基づ き、 で、 5 に 地 ま 駐車 域 た、 \neg 大 歩 住 規 踏 場 民 中 4 等 \mathcal{O} 模 山 込 道 出 小 カコ λ 入 売店 5 上 だ 上 ŋ 地 尾 に 舗 尾 元 陸 0 を 陸 設

縦覧 期

-成二十 七 年六 月 九 日 カコ 5 平 -成二十 七 年 七 月 九 日 ま で

\equiv 場所

玉 県産業労働 部 商 業 サ ピ ス 産業支援課

埼玉 県県央地 域振 興 セ ン タ

埼玉県告示第六百六十七号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量埼玉物産観光活性化事業業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業労働部観光課観光・物産振興担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 一般社団法人埼玉県物産観光協会 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番 地5
- 5 契約金額 314,075,516円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1 項第1号に該当

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年六月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一許可番号

平成二十七年五月二十二日

指令越建セ第二六〇〇五五一号

二 検査済証番号

平成二十七年六月五日

越建セ第一○二─一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三五六番一、三五八番二、三六○番一

幸手都市計画事業道仏土地区画整理地内三一街区一—一、三一街区四—

三一街区一四——

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三五四番地 岩﨑 克己

埼玉県監査委員告示第八号

十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。 について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法(昭和二十二年法律第六 埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十六年度の監査結果に基づき講じた措置

平成二十七年六月九日

埼玉県監査委員 小 林 哲 也埼玉県監査委員 常 峙 栄治郎

平成26年度包括外部監結果に対する措置状況

監査テーマ	<u>: 埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について</u>		
項目	<u>監査</u> 結果 概要	監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
より精度の高い見込額の設定 (報告書100ページ】	【指摘3】より精度の高い見込額の設定 見込額と実績額を一致させることは当然に不可能であるが、その差額を少しでも小さく するのが県の責務と考える。流域下水道の維持管理費を流域の市町を通じて県民に負担していただいているわけであるから、結果的に精算するとはいえ、前払い的に過大に徴収することは県民の大きな負担となる。また、流域の市町にとっても、累積収支差額を精算する際に、それを次期5年間の負担金単価の計算に反映させるのか、あるいは現金で返還してもらうのかの判断をする必要に迫られ、その判断のいかんによっては、次期5年間の行政運営にも多大な影響を及ぼすことになってしまう。 よって、過剰な累積収支差額が発生しないようにすることは、流域下水道事業を継続していくうえで非常に重要な事項といえる。全国で2番目に長い歴史を持つ埼玉県の流域下水道事業のノウハウを駆使して、より精度の高い見込額を設定するよう努めるべきである。	費についても精査を行った。	下水道管理課
工事完成通知 書の適正な作 成及び受領 【報告書145 ページ】	【指摘4】工事完成通知書の適正な作成及び受領 工事完成通知書は、現場の作業終了後に受領する書類である。本工事の場合は、業者から是正塗装の申し出を受けた時点で工事完成通知書をいったん返却し、是正塗装終了後に改めて受領すべきであった。 工事完成通知書は、理由のいかんにかかわらず現場作業終了後に受領するよう徹底すべきである。	荒川左岸南部下水道事務所では、平成27年2月23日に職員全体会議を開催し、次のことを徹底した。 ・受注者から工事完成通知書が提出されたときは、監督員は、速やかに現場を精査して工事完成を確認し、その結果を所長に報告すること。 ・監督員は是正作業も含めた全ての現場作業の完了が確認できた後に工事完成通知書を受領すること。 ・受注者に対しては、是正作業も含めた全ての現場作業を確実に完了した後に工事完成通知書を提出するよう指導すること。	下水道管理課 荒川左岸南部下水
処理水量の検証 (報告書197 ページ】	【指摘5】処理水量の検証 業務委託料の変動費は単価契約であるため、委託料は単価に処理水量を乗じて計算する ことになる。したがって、処理水量を測定することは、委託料の支払額を決定するうえで 非常に重要な事項である。 県による実際の処理水量の検証として、受託者が作成した水処理日報及び水量月報の検 証及び確認をしているが、その事実を示す記録は存在しない。本来であれば、支払い金額 を決定する最重要事項であることから、客観的資料に基づいた支払額算定という点を明確 にするためにも、委託者である県の検証結果を記録として残すべきである。	荒川左岸北部下水道事務所では、水処理日報及び月報の検証するにあたり、平成27年1月5日以降、計算機から直接データを取り出して、そのデータを基に水量の確認を総務管理担当(市野川水循環センター駐在職員)が実施することとした。 データを水処理日報及び月報と一緒に保存し、検証した結果がわかるように運用を改めた。	下水 追官 埋課
落札者の提出 資料 【報告書214 ページ】	【指摘6】落札者の提出資料 落札者の提出書類は、公文書として保存されるものなので、日付が記載されるように指導すべきである。	中川下水道事務所では、平成27年1月27日の役付会議や朝礼にて受注業者などの外部から受領する関係書類の日付け確認を徹底するよう周知した。 また、受注業者には、日付けの記載を徹底するよう口頭で指導した。	下水道管理課 中川下水道事務所

平成26年度包括外部監結果に対する措置状況

監査テーマ:公益財団法人埼玉県下水	首公社の出納その	の他の事務の執行について		
項目	查概	結 果 要	監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
【報告書258 においても同様である。 ページ】 計上すると記載されてい	からある特定のE さらに、公社の ^特 る。 は特定資産の運	目的にのみ使用できる資産であり、その運用収息 特定資産管理要領における規定にも、法人会計は 用収入を普及啓発活動の財源として使用している。	特定資産の運用収入を公益目的事業である普及啓発活動の財源と	

埼玉県監査委員告示第九号

規定により、次のとおり告示する。 定する包括外部監査人工藤道弘の監査の事務を補助する者について、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項に規 同条第二項の

平成二十七年六月九日

 埼玉県監査委員
 小
 林
 哲
 也

 埼玉県監査委員
 荒
 井
 伸
 夫

 埼玉県監査委員
 荒
 井
 伸
 夫

平成二十七年六月九日~	大久保三百六十六番地三大久保三百六十六番地三	芳原 勝伸
E T L	2.具人引水 ng ng ng ng ng ng	
平成二十八年三月三十一平成二十七年六月九日~	一一五〇二 番三十三号 埼玉県さいたま市南区別	森山謙一
平成二十八年三月三十一平成二十七年六月九日~	目四番三十八号埼玉県深谷市稲荷町二丁	中澤仁之
平成二十八年三月三十一平成二十七年六月九日(一二〇四 一二〇四 一二〇四	土屋 文実男
平成二十八年三月三十一平成二十七年六月九日~	十九番九号	長内温子
平成二十八年三月三十一日平成二十七年六月九日~	四号室 北戸田リアルフォート九〇 北戸田リアルフォート九〇	小川 千恵子
補助できる期間	補助する者の住所	氏がる者の